

個人情報保護委員会（第50回）議事概要

- 1 日時：平成29年12月18日（月）14：30～15：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、手塚委員、大滝委員、宮井委員、其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、山本参事官、坂巻参事官、小川参事官

4 議事の概要

（1）議題1：神奈川県医療従事者健康保険組合に係る全項目評価書の概要説明について

神奈川県医療従事者健康保険組合（以下「組合」という。）が、全項目評価書の概要について説明を行った。

宮井委員から「特定個人情報を取り扱う上で、職員に対する教育・啓発を行うことは非常に重要であると考えますが、組合において、特定個人情報の適切な取扱いを職員へ周知徹底するための具体的な取組について説明してほしい」との発言があった。これに対し組合から「個人情報漏えい時の報告基準・体制について、内部規程等を策定し、全職員に対し内部研修会の場において周知徹底を行っている。また、研修の実施について、「個人情報関連研修計画」に基づき、平成29年6月から毎月1回、職員が説明者となる研修会を実施している」旨の説明があった。

手塚委員から「特定個人情報が記載された書類や電子媒体の管理については、入手から廃棄まで、適切に取り扱う必要があると考えますが、組合における具体的な取組について説明してほしい」との発言があった。これに対し組合から「書類及び電子媒体の管理について、内部規程に基づき、管理台帳に記載をして施錠保管している。また、電子媒体の取得に当たっては、事業所に対し、データの暗号化・パスワードによる保護を行った上で追跡が可能でかつ受領が確認できる手段で送付するよう周知徹底している」旨の説明があった。

組合の説明内容を踏まえ、審査を進めることとした。

（2）議題2：国税庁（国税関係（受付）事務、国税関係（賦課・徴収）事務全項目評価書）について

事務局から、国税庁における国税関係（受付）事務及び国税関係（賦課・徴収）事務全項目評価書について、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、適合性及び妥当性の審査結果について説明を行った。

本評価書は承認され、国税庁に対し、評価書が承認された旨及び承認後に

評価書に記載すべき委員会の審査結果等を通知することとなった。

(3) 議題3：独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

阿部委員から「地方公共団体の事務は多様であり、地方公共団体の要望や実情に対応するために引き続き事例の拡大を図り、利便性を高めるように工夫していく必要がある」旨の発言があった。

独自利用事務の情報連携に係る届出について、原案のとおり承認された。

(4) 議題4：日EU間の個人データ移転に関する合意について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

熊澤委員から「ヨウロバー委員からは、相互認証を早期に実現するという強い意志が感じられ、非常に心強く思った。交渉は最終段階に入っているため、これからは具体的な解決策の詳細を詰めていく作業にしっかりと取り組んでいきたい」旨の発言があった。

嶋田委員から「早期実現について最も強く関心を寄せている経済界にとって、議論の大きな進展を示す今回のプレス・ステートメントは、非常に喜ばしいものであったと思う。解決策の内容は今後の議論次第であるが、時期について明確になっていることは大きな意義がある。経済界が使いやすい個人データ移転の枠組みとなるように十分留意して進める必要がある」との発言があった。

また、堀部委員長から「今回、差異を埋める解決策について確認できたこと、また、次回の委員レベルの対話の時期について一致できたことは大きな進展である。今後更に議論を進めるに当たり、相互の議論であるという点を忘れずに、EUの制度もしっかりと確認していく必要がある」旨の発言があった。

(5) 議題5：その他

嶋田委員の海外渡航について承認された。

以上